

規制改革会議 投資促進等WG資料

(エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金)

平成27年11月27日 (金)
経済産業省

エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金の概要①

- 省エネ対策関連資金需要に対する融資を補助金の交付により低利にすることで、各部門の省エネを一段と推進し、2030年度省エネ目標の実現に寄与することが目的。
- そのため、省エネ設備等の導入を行う事業者が民間金融機関から融資を受ける際に低利とすべく、利子補給となる補助金の交付を行う。

平成27年度予算額

26.1億円

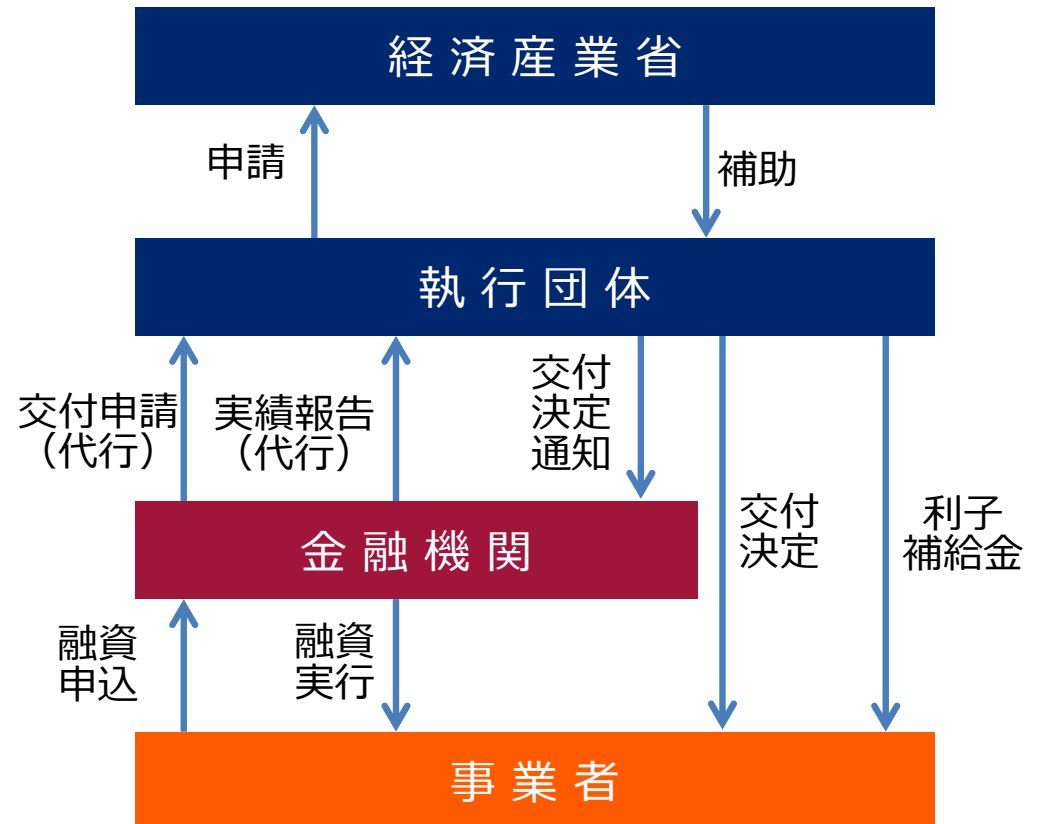
平成26年度新規採択 件数、補助対象融資額、利子補給額

106件、1529.0億円、4.9億円

利子補給事例

- ✓ 金属加工機の更新（融資額3億円）
- ✓ ボイラーの更新（融資額2億2百万円）
- ✓ プレス機の更新（融資額2億6千万円）

<執行スキーム>



エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金の概要②

- 補助対象は、省エネ設備又はトッランナー機器等を導入する事業を実施するための資金について、資源エネルギー庁に指定された金融機関（以下「指定金融機関」）から新たに受ける融資。

<利子補給対象事業>

1. 省エネ設備導入

- ① 既設設備の置き替えにより、エネルギー消費原単位が1%改善又は工場・事業場全体で原油換算500kl削減されることが確保される事業
- ② 省エネ法に基づく中長期計画作成指針に記載されている設備を新設することで、類似事業を行う同規模の工場・事業場のエネルギー原単位と比較して10%以上減少する事業 等

2. トッランナー機器導入

- ① トッランナー機器（乗用自動車、貨物自動車を除く）の導入事業
- ② トッランナー機器製造設備の導入事業
- ③ トッランナー機器組込設備の導入事業

<利子補給率>

融資利率 1.1%以上の場合

1%以内

融資利率 0.1%以上 1.1%未満の場合

融資利率 - 0.1%以内

例：融資利率が 1.01% の場合・・・
利子補給率は $1.01 - 0.1 = 0.91\%$ 以内

指定金融機関について

- 指定金融機関は資源エネルギー庁からの公募により決定。
- 本制度開始の平成24年度から年々増加し、平成27年度は26金融機関となっている。今後は、地銀等の地方金融機関による地方の中堅・中小企業の省エネ投資の掘り起こしを重視していく。

公募対象金融機関（補助金交付要綱）

銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行

指定金融機関主な応募資格（平成27年度）

- ①事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、本事業に係る業務を適正かつ確実に行える体制を有していること。
- ②本事業の対象となる融資の計画を有すること（具体的なものでなくても可）。

指定金融機関の増加

平成24年度 7金融機関

平成25年度 10金融機関

平成26年度 22金融機関

平成27年度 26金融機関

北洋銀行、栃木銀行、群馬銀行、埼玉りそな銀行、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、横浜銀行、第四銀行、大光銀行、富山銀行、北陸銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、大垣共立銀行、静岡銀行、名古屋銀行、百五銀行、滋賀銀行、中国銀行、広島銀行、沖縄振興開発金融公庫